

ひとり親家庭児童就学支度金

県では、ひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給します。（受給要件を満たしていても、申請がなければ受給できません。）

対 象（次のすべてに該当する方）

- ①母子家庭、父子家庭の親または父母のいない児童を養育している方。
- ②養育している児童が、平成26年4月に中学校に入学予定であること。
- ③申請者の世帯が住民税非課税世帯であること。
- ④生活保護を受給していないこと。

支給額 対象児童1人につき10,000円

持ち物 振込金融機関を証明できるもの（預貯金通帳など）

申込み 12月27日(金)までに健康福祉課福祉介護担当へ（☎62-1233）



大切に保管してください!

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。

国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から控除証明書が送付されますので、大切に保管してください。

- 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
- ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560

冬の交通事故防止運動

12月1日(日)から14日(土)は、冬の交通事故防止運動期間です。交通ルールをよく守り、事故に遭わないよう、皆さん注意しましょう。

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

- 高齢者の交通事故防止**
朝夕の薄暗い時間帯や夜間には反射材を身につけましょう。
- 自転車の安全利用の推進**
飲酒運転・二人乗り・傘差し・携帯電話やイヤホンの使用などの危険な運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒運転の根絶および路上寝込みなどによる交通事故防止**
飲酒運転は悲惨な重大事故を引き起こす危険性が高い悪質な犯罪です。お酒を飲んだら運転は絶対にやめましょう。



問合せ 総務課企画政策防災担当 ☎62-1231